

令和2年版環境白書

第3章 地球環境保全の積極的推進

第1節 鳥根県における地球温暖化対策

1. 鳥根県における地球温暖化対策

(7) 電気自動車充電器の設置

(1) 事業目的

電気自動車の普及啓発を図るため、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金を活用して、電気自動車用の急速充電器をモデル的に設置しています。

(2) 取組状況

① 県設置の急速充電器

【県設置の急速充電器一覧】

	浜田（アクアス）	出雲（浜山公園）	松江（メッセ）	隠岐（隠岐合同庁舎）
住所	浜田市久代町1117-2	出雲市大社町北荒木1868-10	松江市学園南1-2-1	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24
供用開始日	H26. 4. 1～	H26. 12. 15～	H26. 12. 15～	H27. 10. 1～
利用料金	無 料			
利用可能日	365日	12/29～1/3以外	365日	365日
利用可能時間	8：30～22：00	8：30～20：30	24時間	24時間

※上記のほか、県企業局が江津市松川町に1基設置しています。（平成27年3月）

② 普通充電器（公用車用）

県本庁舎1基 浜田合同庁舎1基 隠岐合同庁舎1基

電気自動車3台

※令和元年度末実績

(3) 参考情報

一般社団法人次世代自動車振興センター

<http://www.cev-pc.or.jp/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379